

令和2年第9回天草市教育委員会定例会会議録

1 期 日 令和2年6月25日(木)午後2時開会

2 場 所 天草市役所 庁議室

3 本会議に出席した教育委員等

委 員	黒 鶴 進 治	委 員	行 合 八恵子
委 員	木 下 えり子	委 員	蓑 田 えり
委 員	吉 森 啓 司	教 育 長	石 井 二三男

4 本会議に出席した事務局職員

教 育 部 長	長 元 忠	教 育 総 務 課 長	柴 田 和 人
学 校 教 育 課 長	本 多 俊 隆	生 涯 学 習 課 長	岡 田 恵
学 校 給 食 課 長	堀 口 広 正	学 校 教 育 課 審 議 員	河 内 秀 幸
学 校 教 育 課 課 長 補 佐	酒 井 成 寿	学 校 教 育 課 教 務 1 係 長	濱 中 光 徳
学 校 教 育 課 教 務 2 係 長	宮 口 恵 美	文 化 課 長	丸 林 眞 吾
文 化 課 課 長 補 佐	村 田 清 也	教 育 総 務 課 総 務 企 画 係 長	谷 口 哲 也

5 本会議に付した議題等

(1) 議題

- 議第25号 天草市立小・中学校管理運営規則の一部を改正する規則の制定について
(学校教育課)
- 議第26号 教育長の兼職の承認について
(教育総務課)
- 議第27号 天草市教育委員会の事務に係る点検評価に関する点検評価員の委嘱について
(教育総務課)
- 議第28号 天草市就学指導委員会委員の委嘱について
(学校教育課)
- 議第29号 天草市社会教育委員の委嘱及び任命について
(生涯学習課)
- 議第30号 天草市立図書館協議会委員の委嘱及び任命について
(生涯学習課)
- 議第31号 天草市文化財保護審議会委員の委嘱について
(文化課)

(2) 協議・報告

- (1) 令和2年度学校運営協議会委員について (学校教育課)
- (2) 令和2年度地域学校協働活動推進員について (生涯学習課)
- (3) 令和2年7月行事予定について (教育総務課)

6 会議の概要

(1) 開会

石井教育長： ただ今から、令和2年第9回天草市教育委員会定例会を開催する。傍聴人がいないことを確認する。

(2) 前回会議録の承認

石井教育長： 前回の会議録であるが、何か意見はないか。なければ承認してよろしいか。

(全員承認する)

(3) 教育長報告

石井教育長： 開会中の天草市議会では、市議8名から質問があり、その中で4名が教育委員会について、また、そのうち3名がコロナの問題を取り上げ、そのうち2名は、コロナ関連を集中的に質問された。また、天草保健所管内でコロナ感染者が発生した。事前に対応マニュアルを作成しており、非常に有効であった。

天草郡市中体連、県中体連、九州中体連と中止が相次いでいる中、代替大会という事で、天草郡市においても郡市協会主催で、できる競技から、代替大会が開催されることになっている。7月中旬の開催が予定されている。

本日は、議事の都合により議第31号からのご協議をお願いする。

(4) 議題

議第31号 天草市立文化財保護審議会委員の委嘱について

石井教育長： 事務局より説明をお願いします。

丸林文化課長： 本案は、天草市文化財保護審議会条例第3条第2号に規定する委員の委嘱についてであり、提案理由は、本年6月30日をもって任期2年が満了となるため、新たに委員の委嘱を行う必要があるものである。議案書11ページに一覧を委員名簿(案)として掲載しているが、すべての方に再任の委嘱をお願いします。

石井教育長： 事務局より説明があった。何か質問等はないか。

養田委員： 審議会委員の役割はどういうものか。

村田文化課課長補佐： 文化財保護審議会委員の役割は、主に文化財の指定・解除等について、教育委員会の諮問を受け、答申のための調査研究を行うことが主な役割である。また、文化財行政においても、日常的な管理方法など情報共有を行いながら、適正な管理に向けた指導・助言を受ける。

行合委員： 会議等は年に何回行われているのか。

村田文化課課長補佐： 去年は3回開催された。

石井教育長： 審議員について、全て再任だが、上限などの年齢制限等はないのか。

丸林文化課長： 天草市文化財保護審議会条例で、任期は2年、再任を妨げないとなっている。一覧に記載しているとおり、今回は全員が再任、長い方は7期14年となる。文化財については特殊な部分もあり、誰でもという訳にもいかないため、長く務めて頂いている方もおられるという状況となっていると思う。上限等の年齢制限はない。

木下委員： 私も一覧の中に86歳の方がいらっしゃる事に、立派な方なのだろうとは思ったが、教育長と同じような感想を持った。反対意見ではない。

石井教育長： ほかに質問等はないか。なければ議第31号について承認してよろしいか。

(全員承認する)

議第25号 天草市立小・中学校管理運営規則の一部を改正する規則の制定について

石井教育長： 事務局より説明をお願いします。

河内学校教育課審議員： 本案は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴い、規則の改正を行うものである。主な改正点は、新旧対照表

で説明する。第33条の2、在校時間等の上限では、学校の教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次の各号に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。同条第1号で1箇月について45時間、第2号で1年について360時間としている。同条第2項、教育委員会は、教育職員が児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、前項の規定にかかわらず、教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次の各号に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。第1号で、1箇月について100時間未満、第2号で1年について720時間、第3号で1箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1箇月、2箇月、3箇月、4箇月及び5箇月の期間を加えたそれぞれの期間において1箇月当たりの平均時間について80時間、第4号では、1年のうち1箇月において所定の勤務時間外の時間において45時間を超えて業務を行う月数について6箇月と定め、同条第3項で前2項に定めるもののほか、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項については、教育委員会が別に定める。以上の改正となる。

石井教育長： 改正を行う趣旨は何か。

河内学校教育課審議員： 教育職員の健康及び福祉の確保が主たる目的である。今まで国・県からガイドラインとして示されていた「月45時間、年間360時間」が指針へと格上げをされた。本年2月に県議会で指針が策定され、各市町村の教育委員会にも同様の対応が求められている。本市においても、正規の勤務時間外の在校時間の項目を今回設けた。

石井教育長： ほかに質問等はないか。

吉森委員： 以前聞いたところでは、文科省がおこなった過労死ラインについての調査で、中学校の教育職員で約6割が超えており、人数換算では、全国で約5,000人が心の病を抱えていると聞いた事がある。こうやって天草でも対策を考え、時間を制限することは大変良いことだと思う。施行後、きちんと実施されなければ意味がない。これからどのように実施し、管理していくのか。

宮口学校教育課教務2係長： 当面の時間制限については、毎月の勤務時間の集計をとっている。その集計で判明した80時間を超える教職員等の中で、校長先生が面談を行う必要があると判断された場合には、私から主治医や学校長へつなぎ、面談を実施している。また、休職等の申し出があった場合にも、私が学校と連絡を取り、確認している。集計には、各学校でタイムカードを利用している。

長元教育部長： 2年ほど前だと思うが、勤務時間の把握方法が懸念されたことから、全教職員一斉にタイムカードを用いた集計を行っている。改善が進まないという事で導入した経緯がある。

行合委員： 教職員の就業時間、在校時間はどうなっているのか。

河内学校教育課審議員： 1日のうち7時間45分が就業時間となり、1週間で38時間45分となる。在校時間は、若干の差異はあるが、朝8時15分開始、16時45分終了となっており、間に45分間の休憩をはさむ。

行合委員： 16時45分以降が時間外として計上されるのか。

河内学校教育課審議員： 朝8時15分より前の時間も含む計算となる。

木下委員： きちんとタイムカードで時間管理されているとは思いますが、現状、長時間労働されている様子も見られる。緑地公園を歩いていると、本渡中学校の先生方が土曜・日曜も関係なく、草刈り、部活動を指導したりする様子が見受けられる。そういう草刈りなどの目に見えない部分についても、きちんと申請、処理がなされているのか。

河内学校教育課審議員： ガイドラインで指定されているように、基本とする時間は「在校している時間」ということになるが、「除く時間」という事で、先ほどの休憩時間、または勤務時間外における自己研鑽及びその他業務外時間は自己申告に基づき除く事となる。例えば、朝早く

学校に来て読書する事なども「除く時間」という扱いになる。

行合委員： 部活動を1日3時間行えば相応の時間となってくる。その後に授業の準備等を行うと、時間が足りないと思う。時間の管理というのは難しいと感じている。

長元教育部長： ご指摘があったように今回の改正内容はかなり厳しい数値で、内容としては、勤務外の時間を月に45時間以内にしなさいというものになる。毎週部活動を実施していくと、それだけで8時間を4週、試合等で市外への移動が必要な場合などは10時間を超えることもあるため、結局は部活動だけで45時間を超えてしまう。そのため、この値は、かなり考えないと達成できない高いハードルと考える。

更なる時間外勤務削減の対策としては、留守番電話による対応への切り替えなどで早く帰宅できるための環境づくりを進めている。重ねて、中学校の部活動については、部活動指導員の導入により、いかにして先生方の負担を抑えるか考えている。

また、校務支援ソフトで、通知表等の記入や教務関連事務等、一連の流れが簡易に行えるようなソフトの導入を考えている。それらの積み重ねに併せて、教職員一人一人の意識づくりも大事だと考える。

石井教育長： 今の発言のように様々な方策を取っているが、その他にもあるか。

浜井学校教育課課長補佐： 本市においては、2年前からタイムカードによる出退勤管理システムの導入、各学校におけるノー残業デー、夏季休業日の設定を実施している。そのほか、部活動関連として、小学校は、部活動の社会体育への移行を行った。また、生徒・子どもたちの健全育成関係ではあるが、中学校部活動方針の策定により、制限を持たせている。

それ以外にも、夜間における保護者から担任への電話の自粛要請、夜間・休日等の留守番電話の設置、小学校入学前の就学前健康診断についても学校側負担軽減の観点からの見直しのほかに、児童生徒の名簿の作成など学校における事務処理の負担軽減を校務支援ソフトの導入により進めている。また、先生方の教材研究、授業の準備等の負担軽減につながるデジタル教科書の購入、給食費の公会計化なども行っている。

先生方の働き方改革を進めているが、先ほどの中学校の部活動なども支援をしていきたいと考えている。

石井教育長： 現在、県下における勤務時間の軽減について、進捗状況はどのような状況か。

河内学校教育課課長補佐： 現在多くの市町村が、今回の「1箇月について45時間、1年について360時間の上限」改正を取り入れている。例えば、上天草市では4月1日より開始されている。

石井教育長： 聞くところでは、熊本市、人吉市、八代市、苓北町などでも開始されており、県立学校については、いち早く導入していると聞く。ただ、こういうのを作らなければいけないほど、教職員の時間外というのは危惧されているということになる。また、報告に上がる教員が特定の人物であることも多いので、身体を壊すことの無いように指導していかなければならないと思う。

ほかに質問等はないか。

木下委員： 先生方自身も、外から言われるだけでなく、自身の働き方改革、自分の健康について十分に考えて、見直し・改善に取り組んで欲しい。

養田委員： 他市ではできているとの説明があったが、どのような意味か。

長元教育部長： 規則改正が終わっているところが、県下でも増えているという趣旨である。

ただ、上限を作る規則改正はすぐできるが、大事なのは、この規則の実行性である。おそらく、改正内容を順守できている自治体はまだ少ないと思う。

国へ教職員定数増員を要望すると同時に、支援を要する児童生徒に対する指導・支援の充実などについても同様に要望していく必要があると考えており、今回の改正内容に近づけていくために、色々な事を考え、実施していく事が大事だと考えている。

石井教育長： 今回改正して、実効性のあるものとしていくには、現場の先生方、校長先生の努力、その上に教育委員会の努力も必要となってくると思う。

石井教育長： ほかに質問等はないか。なければ議第25号について承認してよろしいか。

(全員承認する)

議第26号 教育長の兼職の承認について

石井教育長： 本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第6項により、自己の従事する業務に直接利害関係のある事件については、その議事に参与できないため、私は本案が議題の間、退席させていただく。

なお本議案につきましては、教育長職務代理者の黒鶴委員に議長をお願いする。

(石井教育長 退室)

黒鶴職務代理者： 教育長が除斥の間、教育長職務代理として私が議事を執り行う。
事務局より説明をお願いする。

柴田教育総務課長： 天草市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例第2条第3項の規定により、石井教育長の教育長以外の職務との兼務について審議をお願いする。条例第1条には地方教育行政の組織及び運営に関する法律第11条第5項の規定に基づき、教育長の職務に専念する義務の特例に関し必要な事項を定めるものとする規定されている。

この職務に専念する義務を免除する場合は条例で定めるとあり、本市では資料のとおり、天草市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例、並びに天草市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例施行規則が制定されている。職務に専念する義務を免除できる場合として、条例では、(1)研修を受ける場合、(2)厚生に関する計画の実施に参加する場合、(3)その他教育委員会が定める場合と規定されている。さらに、教育委員会が定める場合については、条例施行規則第2条にて、(1)市の特別職としての職を兼ね、その職に属する事務を行う場合、(2)職務に関連のある他の官公庁の職その他団体等の地位を兼ね、その職又は地位に属する事務を行う場合、(3)前2号に掲げるもののほか、特に教育委員会が認める場合、と規定されている。

今回、教育長に兼職をお願いする職及び内容としては、法人名「公益財団法人熊本県学校給食会」、職名「理事」、職務内容等「年度内2回開催される理事会への出席」、報酬「無報酬」となる。

本市の条例及び条例施行規則の規定と照らし合わせたところ、今回の案件については、条例第2条第3号の教育委員会が別に定めるもののうち、条例施行規則第2条第2号職務に関連のある他の官公庁の職その他団体等の地位を兼ね、その職又は地位に属する事務を行う場合に該当し、今回の案件であります兼職は、認められると考える。

黒鶴職務代理者： 事務局より説明があった。何か質問等はないか。

木下委員： この件については以前も審議をおこなっているが、毎回行うのか。

柴田教育総務課長： 本案の熊本県学校給食会理事は任期が2年である。再度の就任依頼があり、今回改めて審議をお願いする。

行合委員： 教育長のコロナへの対応などを拝見すると、非常に的確に、素早く対応されている。私はとても信頼しているが、教育長が兼務されることで、教育委員会に何か差し障りが生じるか。

柴田教育総務課長： これまで2年間、またそれ以前も兼務されているが、差し障り等が生じることもなく、また職務内容としても年2回の理事会への出席、その中で提案される議題等についての審議なので、さしたる影響はないものとする。

長元教育部長： 年2回の理事会への参加をおこなう事で、学校給食会との情報共有が可能となるなど大きなメリットがあると考えている。学校給食会は、食育のための色々な教材や資料などを持っておられ、それを各市町村が利用しており、食に関する学習などについてバックアップをする組織でもある。

行合委員： 今の説明を受けたことで、兼職されることに異議はありません。

黒鶴職務代理者： ほかに質問等はないか。なければ議第26号について承認してよろしいか。

(全員承認する)

議第27号 天草市教育委員会の事務に係る点検評価に関する点検評価員の委嘱について

石井教育長： 事務局より説明をお願いします。

柴田教育総務課長： 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき、教育委員会では毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を実施し、その結果を報告する事になっている。また、同条第2項では、点検及び評価を行うに当たって、教育に関し学識経験を有する者の知見を活用するよう規定されている。本市教育委員会では、この教育委員会の事務に係る点検評価を行うため、天草市教育委員会の事務に係る点検評価に関する実施要綱を制定している。

この度、委嘱していた点検評価員の任期が満了したため、当該実施要綱第4条第2号の規定に基づき、点検評価員の委嘱について審議をお願いするものである。点検評価員には、これまで熊本県立大学総合管理学部教授の澤田道夫先生に委嘱をしていたが、澤田先生は本年4月から総合管理学部の学部長に就任され、大学を離れることが難しくなったため、ご推薦をいただいた熊本県立大学総合管理学部教授望月信幸先生を、新しく点検評価員として委嘱をお願いしたく提案するものである。

また、元天草市教育委員会委員である松本由香里様には、平成30年4月からの任期に引き続き、再任をお願いするものである。

なお、点検評価員の任期は、令和2年7月1日から令和4年6月30日の2年間となる。

石井教育長： 事務局より説明があった。何か質問等はないか。なければ議第27号について承認してよろしいか。

(全員承認する)

議第28号 天草市就学指導委員会委員の委嘱について

石井教育長： 事務局より説明をお願いします。

河内学校教育課審議員： 本案は、天草市就学指導委員として任命している委員の人事異動に伴い、天草市就学指導委員会条例第3条第2項の規定により、天草支援学校校長茶園浩志様と本市健康増進課母子保健係長岡田ひとみ様を新たに委員へ委嘱するものである。

なお、委員の任期は、令和2年6月25日から令和2年10月31日までとなる。

石井教育長： 事務局より説明があった。何か質問等はないか。なければ議第28号について承認してよろしいか。

(全員承認する)

議第29号 天草市社会教育委員の委嘱及び任命について

石井教育長： 事務局より説明をお願いします。

岡田生涯学習課長： 天草市社会教育委員設置条例第2条に規定する委員に、議案書7ページの名簿(案)の者を委嘱又は任命するものである。提案理由としては、令和2年6月30日までの任期満了に伴い、新たに委員の委嘱又は任命をする必要があるため承認を求めるものである。委員の構成としては、本年度、複合施設こころすにおいて機能の充実を図るようになったため、社会教育分野に元天草市勤労青少年ホーム運営委員から1名、家庭教育部門に天草市地域学校協働活動推進員から1名、学識経験に公民館長代表をお願いする。

なお、委員の任期は、令和2年7月1日から令和4年6月30日の2年である。

石井教育長： 事務局より説明があった。何か質問等はないか。

蓑田委員： 選出区分とあるが、こういった内容で分けがなされているのか。

岡田生涯学習課長： 学校教育分野については、学校長の中からの推薦、社会教育分野については、子ども

会や地域団体等を社会教育分野と括り、その中から代表の方を、家庭教育分野については、学校と家庭との観点からPTA代表、地域と学校をつないでいただいている方、保育園の代表の方を選出している。学識経験分野については、社会教育主事の経験者であったり、その分野に見識を持たれている方、また、公民館長は地域における市民への口座の開催等ご助力いただいているので、学識経験分野として入っていただくこととした。

石井教育長： ほかに質問等はないか。なければ議第29号について承認してよろしいか。
(全員承認する)

議第30号 天草市立図書館協議会委員の委嘱及び任命について

石井教育長： 事務局より説明をお願いします。

岡田生涯学習課長： 天草市立図書館条例第7条第2項に規定する委員に、議案書9ページの名簿(案)の者を委嘱又は任命するものである。提案理由としては、令和2年6月30日までの任期満了に伴い、新たに委員の委嘱又は任命をする必要があるため承認を求めるものである。

なお、委員の任期は、令和2年7月1日から令和4年6月30日の2年である。

石井教育長： 事務局より説明があった。何か質問等はないか。

行合委員： 図書館協議会の活動内容、また会議等は何回ほど開催されているのか。

岡田生涯学習課長： 図書館協議会の会議は、年2回開催されており、活動内容は、図書館の運営に関する館長の諮問に応じるとともに、図書館の行う図書館奉仕について、館長に意見を述べるものとなる。また、読書の推進を図る上で必要と思われる事業等についての審議をお願いしている。

石井教育長： 中央図書館ができる際にも、委員の皆様方にはご協力いただいたと思うが。

岡田生涯学習課長： 複合施設こころすの図書館建設にあたりご意見等をいただいた。また、協議会会長が元牛深図書館の館長を務められた方で、色々な見識を持っておられる。また、協議会自体も色々なご意見が活発に交わされる場となっており、再任の方も多いので引き続きご意見等いただけると考えている。

石井教育長： ほかに質問等はないか。なければ議第30号について承認してよろしいか。
(全員承認する)

(5) 協議・報告

(1) 令和2年度学校運営協議会委員について

石井教育長： 事務局より説明をお願いします。

河内学校教育課審議員： 学校運営協議会については、昨年度から本年度までを移行期間とし、全小中学校区に設置する。前回、5月の定例会で8つの校区の学校運営協議会について報告したが、本日は7つの学校運営協議会の設置を報告する。

その中で、本年度新たに設置されたのが、亀川小学校、佐伊津小学校、有明小中学校、御所浦小中学校及び倉岳小中学校の5つの協議会となる。本町小学校、五和小中学校については、継続となる。また、名簿備考欄には新任・再任を合わせて記載している。

なお、残りの本渡南小学校、本渡北小学校、本渡中学校及び河浦小中学校の協議会についても、名簿が提出され次第、報告する。

石井教育長： 事務局より説明があった。何か質問等はないか。

養田委員： 前回、5月の定例会における報告の際に、学校関係者を入れる方向でとの発言もあったが、時間がない中での作業であり仕方ない部分もあるかと感じている。

ところで、本町小学校の一覧にある鶴田康代氏は「地域住民」の分類となっているが、学識経験者として動かれていたこともあり、「対象学校の運営に資する活動を行う者」

に該当するのではと考えるが。

河内学校教育課審議員： ご指摘いただいた学校関係者の参画については、今後の変更等も含め対応したい。

岡田生涯学習課長： 本町小学校の鶴田氏に関して、菘田委員からご指摘があったように、これまでは「地域住民」に該当していたが、6月1日付けで「対象学校の運営に資する活動を行う者」に該当される肩書になることから、そのように記載している。

石井教育長： ほかに質問等はないか。

木下委員： 協議会委員の一覧を見ると、地域で活躍されている方々の名前が多数出ているので、これから特色ある学校づくりが、地域とともに進んでいくのだろうと感じている。

ところで、この学校運営協議会の権限については、運営について教育委員会や校長へ意見を述べる事、教職員の採用など人事についても意見を述べる事もできると規定されているが、天草市としては、こういう権限は求めているのか。

河内学校教育課審議員： 法律上の権限として認められてはいるが、天草市ではそこまで求めているはない。

木下委員： 地域の方々に、一緒になって学校運営に携わっていただくという進め方になるということか。

河内学校教育課審議員： 本年4月、県教育委員会より出された「熊本の学び」の趣旨が、家庭、学校、子ども、地域、行政が連携して子どもたちを育てていこうという事なので、本市学校運営協議会でも、推進啓発に重点を置いて活動していただきたいことから、先ほどの権限については、求めているということになる。

木下委員： これだけの委員がおられ、人事面等で意見を述べるようになれば、混乱をきたすことにもなるかと思うので、仕方がないかと考える。

長元教育部長： その権限を求めていることもあり、校長先生、地域の方など多種の方で、連携に向けた情報交換等の色々な働きができると考えている。

石井教育長： 学校経営に様々な観点からの意見をいただき、取り入れていくための会議体であると理解している。

(2) 令和2年度地域学校協働活動推進員について

石井教育長： 事務局より説明をお願いします。

岡田生涯学習課長： 本市では、要綱第5条の規定により、地域学校協働活動推進員を設置する事としており、令和2年度、地域学校協働活動推進員として委嘱した方々の名簿を記載している。地域と学校をつなぐ役割を担っていただくことになる。推進員として8名の方に、6月1日付けで委嘱を行ったもので、任期は委嘱日から令和3年3月31日までとなる。

石井教育長： 事務局より説明があった。何か質問等はないか。

行合委員： 今回、推進員として委嘱された方々の、これまでの職歴・活動等について説明を願う。

岡田生涯学習課長： 学校関係の業務に携わってこられた方、児童クラブや学校と地域に関連のあった方、人材についてネットワークを持っておられる方など地域の代表及び学校長からの推薦を受けられた方となっている。

石井教育長： 教鞭をとっておられた方、地域のまちづくりに尽力された方など、今回推進員への委嘱を受けた方々に、学校と地域をつなぐ役割を担っていただくことになる。学校の先生には困難性の高い、地域の方々と学校とを結ぶ役割が望まれているという理解で良いと思う。

行合委員： 例えば、田植えを行う時期に、学校として子どもたちに経験をさせたいということであれば、地域で受け入れ可能な農家などへ推進員の方が働きかけていくという理解で良いか。

岡田生涯学習課長： 現在、各学校では、推進員の方が動きやすい環境づくりという事でパソコン等も用意し、職員室に席を設け受け入れ態勢ができています。

また、実績として、家庭科の授業でミシンを扱う際に、地域の経験豊富な方に入っ

ていただき、その間、先生は子どもたちの様子をしっかりと観察することができて、

時間的な余裕も生まれたとの実績報告も上がっている。

長元教育部長：今回、推進員として委嘱した方には教職経験者が多かったが、以前報告した校区では地域の方が多く、教職経験者が少ない状況であった。

また以前の会議で、一覧として報告してほしい旨のご意見もあったので、既に決定している9つの校区の推進員も含め、まだ決定していない2つの校区が決まり次第、一覧にして改めて報告できればと考えている。

岡田生涯学習課長：本年4月1日付で報告させて頂いたのが9名、今回と合わせて、計17名が決定している。残り2つの稜南中学校・本渡東小中学校区については、校区が広いということもあり調整に時間がかかっているとの報告があっている。

(3) 令和2年7月行事予定について

石井教育長：事務局より説明をお願いします。

柴田教育総務課長：7月18日に社会を明るくする運動という事で記載しているが、これは削除をお願いしたい。例年ですと表彰式等を開催していたが、本年は感染症拡大防止の観点から中止し、これに代わるものとして、7月1日(水)に関係者のみで、社会を明るくする運動総理大臣メッセージ伝達式を実施する事としており、同日16時から教育委員会臨時会を開催する。

また、先月の定例会の折に、当日18時から情報交換会を開催する旨の報告をしたが、感染症拡大防止の観点から中止とし、改めて計画する。

7月22日(水)には14時から、教育委員会定例会を開催する。この定例会終了後に、本年度に採択を行う中学校教科用図書展示を予定している。

7 その他

石井教育長：教育委員又は事務局から何かないか。

岡田生涯学習課長：1点の報告と、配付物についてのお知らせをする。

まずは報告として、用途廃止等により、天草市勤労青少年ホーム条例を廃止し、天草市公民館条例及び天草市立図書館条例、男女共同参画センター条例の一部を改正した。それに伴い、その施設が行政財産から普通財産として、財産経営課への移管の手続きが完了した旨を報告する。なお移管後は、利活用委員会等によって、有効な利活用を図ることになる。

次に、社会教育委員が取り組む家庭教育支援事業の一環として、保護者向けにお配りしたものを委員の皆様にもお配りしている。こちらは、家庭教育支援事業の取組の一つとして配布を行っているもので、通常は、就学前の子どもをお持ちの保護者に対してのお知らせを行っているものであるが、今回はコロナウイルス感染症拡大防止を受け行われた臨時休校に伴って、家庭で過ごす子どもたちへの対応等を、保護者の方へ何かアドバイスができないかと考え作成した。配布は、学校イントラ、並びに幼稚園・保育園に関しては子育て支援課を通じてお知らせをしており、学校によっては、新1年生の児童や、全校生徒の保護者に向けて配布を行ったところもある。

柴田教育総務課長：2点ご報告する。

まず1点目として、令和2年度姉妹都市教育交流事業について報告する。

本市は、アメリカ合衆国カリフォルニア州エンシニータス市との間で姉妹都市締結をしており、毎年、姉妹都市関係事業として教育交流事業を行っている。本年度は、エンシニータス市からの訪問団を受け入れる年で、準備を進めていたが、新型コロナウイルス感染症の発生及び拡大防止の観点から、本年度の交流自体を中止としたので報告する。

2点目は、元教育委員会委員の花里昌直氏が、全国市町村教育委員会連合会において表彰されたことを紹介する。表彰状等については、後日ご自宅へお届けする予定としている。

8 閉会

石井教育長：事務局から他に何かないか。なければ以上をもって、本日の会議を閉じる。大変お疲れさまでした。